

北九州市の文化財を守る会 会報

No. 41 58. 1. 20

発行 北九州市の文化財を守る会
北九州市小倉北区城内1-1
北九州市教育委員会文化課内
電話 582-12389
振替口座番号 福岡9 393

印 刷 標 文 信 堂 印 刷 所
北九州市小倉北区金田2丁目
電 話 561-4981

文化財の適切な活用を

「保護するだけでは、のうか

北九州市は、その昔大名領国であった豊前、筑前両国の国境線が、市を二つに分断しています。そして、その線上には大小いくつかの国境石が現存しています。その中で最も大きな国境石が、八幡東区高見二丁目（三条）に在ることは周知のとおりです。

ところが、その三条の国境石のことを知らない人が、地元の人たちの中にも意外に多いことに驚きました。それは、そのような人たちが、文化財に関心のないことが主な原因ですが、それにはもう一つ、文化財保存の方法にも問題があるような気がします。

現在三条の国境石は、新日鉄高見社宅のなかで、周りに有刺鉄線を張り巡らした柵で囲い、その周囲を四戸の社宅（庭付で課長、係長級の社宅）が取り囲んでいます。国境石は完全に社宅の中に取り込まれていています。

国境石への出入口は、国境石北側の社宅二戸の間で、それぞれの社宅の屏の間に、巾一米位、奥行十二米程の細長い通路を作り、道路側と国境石側に戸が付けられています。戸といつても、三種角の木材を組み合せたものに有刺鉄線を張ったものです。戸締りは、奥の戸にかぎが掛けられています。入口の戸にかぎを掛けると、国境石が見にくとの配慮と思われます。一応国境石は外から見えるようになっています。しかし、国境石の位置を知らない人は、その場所を見つけることがむつかしいと思います。おまけに国境石の側の一本松が、松喰虫にやられて枯れてしまっています。

三条の国境石

天保五年、福岡藩士二川相近の書。彼は従来の薬研彫を改めて竹底彫とした。

高さ 329センチ
花崗閃綠岩
切石加工

が「旧長崎街道を歩く会」を催しました。西区曲りの松並木まで歩いたので、次のような感想を語りました。
毎日歩いたり、朝晩掃除しているわ
めつたとは全く知りませんでした。
もと大事にします。」と。
方法に問題があると思います。現在
しているといえましよう。しかし、
んじゃないのではないかでしようか。すべ
てのあれば問題ありません。そんな
有刺鉄線で取り廻むより、みんなの
を訴える方が、正しい活用方法であ
(八幡東区理事 山下光雄)

またたので、目標がなくなってしまいました。
本会会報の前号（40号）に、能美安男氏が「文化遺産は誰のもの」と、黒崎道伯山（城山）の石垣が取り壊されたことについて、問題提起をされています。ところが本会会報を振り返って見ますと、いろいろな方が文化財の保護について、悲痛と思える叫びを訴えています。そのものの貴重さを知り、何とか後の世に残したいと思っているその大事なものが、あまりにも無造作に取り壊される姿を見たときに、その叫びはもつともなことと思います。そんなとき、直接手を下す人、取り壊す作業をする人が、そのものの貴重さを知っていたとしたら、自分の行為に必ず疑問を懷くと思います。結局は知らないから簡単に壊すので

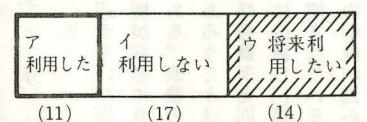
『アンケート調査』　—八幡東区支部のまとめ—

※はじめに 12月師走の上へ中旬にかけて、当支部内のアンケート調査を実施してみた。かねてから個人的には会員の動向をキャッチしてみたい考えを持っていたし、偶々この会報編集の当番を機に、その編集材料にしてみたいと試みた。経費の面や時期の点で難点がないこともなかったが、前者については会報助成費の殆どを費やし、後者については、忙がしい時節柄、回答期間を2週間とるなどした。幸いに回答数は50名中42名、即ち84%の高率を示し、予想以上の回答を得た。以下順を追ってそのまとめを記してみたい。

1. 会報について A アイ同数で、ア自体は全体の過半数には少し不足。逆に言えば、イとウで過半数をオーバーしてしまう。総体としては、今少し読み込み辛抱のしどころと言うことだろうか。

- B 会報についての意見** 現状でよいが3名。発行回数を多くが2名。他に紙の質を落しての意見があるが、之も回数に関係するのであろうか? “文化財を守る”記事を多くとか、バス見学の旅の紀行文をのせてが各1である。

2. バス見学の利用について A ア利用したことがある11名。イない17名。ウ将来和



3. 文化財映画について 当支部では近年映画会を持っていないので止むを得ないが、イが過半数を占める。又多少共見ているもあり、その題目にバラツキがあるので、主なものについてふれておく。広寿山5、堀川4、花火3、記入洩れ、題名を忘れたが各々3。因に、現在までに市教委作成の分は、1土のうた(民俗)2 広寿山3 堀川の歴史4 古代の北九州の4本だけである。

- #### 4 市の文化施設の利用度合

	ア市立歴史博物館	イ自然史博物館	ウ城内民芸館	エ埋文展示場	オ市立図書館
○ 3回以上	17	6	13	2	20
△ 1~2回	12	19	12	2	5
× なし	13	17	17	38	17

表のように、アでは順調、イでは△が半数近く、ウは概して平均しており、エでは×が絶対数を占めている。オは利用する反面、利用しないもありアンバランスである。将来（本年4月）「市立考古センター」が発足すれば、エの落ち込みは多少共カバーされるのではないだろうか。

5. 区内の会員対象の行事　　区内外の遺跡巡りが断然多く18、次いで講演会7、映画会3、集会2となっている。集会の2は、文化財の勉強会と年1～2度の懇親会であり、大変に有意義且つ心温まるアイデアである。別の見地からは、支部の支部を作れとの組織化の提案があり、これは無視出来ない、考えさせられる面を含んでいる。

6. その他 「守る会」本会の外に何らかの文化団体・サークルに所属しているかの問い合わせに、属している者28名、いない者14名。1人の属している最多数は5で2名あり、4で同じく2名あった。

短歌会員1に比して俳句会員が断然多く総数15名である。その内訳は大蔵5、花尾・皿倉・木の実句会が各2、その他4となっている。所属対象が1つだけのものは相当広範に亘るので省略し、2以上の分だけに止めておく。「大蔵郷土会」4名、「歴史と自然をまもる会」2名、「拓本研究クラブ」2名。 — 以上

※ 終りに 紙上を借りて回答頂いた会員各位に厚くお礼を申し上げます。（本松記）

◇会報第四十一号ができあがりましたのでお届けします。担当は八幡東支部でした。次回は三月十五日の発行で担当は若松支部です。支部長または事務局までお早めに原稿をお寄せください。

◇昭和五十七年度会費未納の会員が多数います。再度「払込票」を同封しますので、早急に納入をお願いします。

◇住所変更された場合は、電話で結構ですから早めにご連絡ください。

◇昨年三月二十六日から一般公開した市指定史跡森鷗外旧居は非常に好評との由、ついでの折でもお出かけください。休館日は祭日と毎週月曜日です。

◇市教委では、このたび「火野葦平文学散歩」のリーフレットをつくりましたので会報に同封しました。この「火野葦平文学散歩」は昭和五十一年、若松区内に二十五本設置したものです。リーフレットとは今後若松区役所市民相談室におき、コースを廻わられる方に無料で差しあげることです。

◇昨年の総会で上映した市教委制作の文化財映画「堀川の歴史」についての問い合わせがありますが、フィルムは市立視聴覚センターにおいています。ご利用の方は当セ

相づぐ文化財の
会報No.40で能美安男氏は「文化
遺産は誰のもの」と題し、八幡西
区に所在する黒崎城跡の石垣が八
幡西建設事務所の行つた工事によ
り破壊されたことと、同じ西区の
旧長崎街道の市指定文化財「曲里
の松」が松喰い虫の被害で枯死し
たとして何ら指定解除の手続きも
されずに伐採されたことを報告さ
れた。

相づぐ文化財の破壊

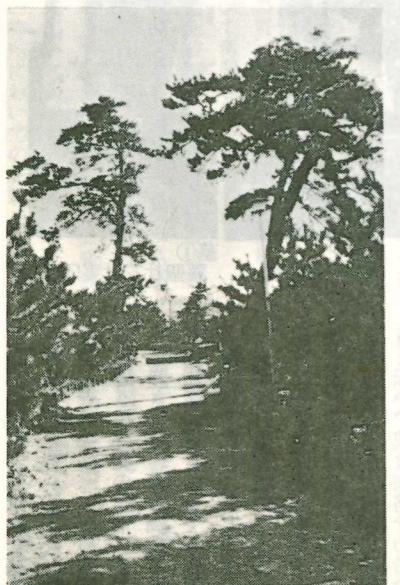
八幡東区

黑野肇

そして、今度は平尾台国定公園内に於て無届けによる造成工事が行われ警察の取調べが開始されると各新聞やテレビジョン等で一斉に報道された。それによると昨年の二月ごろから六月上旬まで、平尾台国定公園特別地域内で四千八十五平方㍍の土地を複数の民間業者が造成したというものである。

もあるう。解決法は民有地を買上げて公有地とすれば良いのではあるが、これも種々の事情により一概には出来ないであろう。いずれ特別地域内で造成された部分は複数の民間業者に対しても復旧が命ぜられると思われるが、一度破壊された自然を原状に戻すことは至難の技であり、長い年月を必要とすることは衆知のことである。

自然保護法の厳しい例として南アフリカ共和国を紹介しよう。こ



墨崎「曲里の松」(伐採前)

八幡市史続編P一一四に、次の記事がある。

にすぎない。

一步も他領を不_レ資_ル、堅_固
可_レ相守_二儀、肝要之事
右之條々其村々庄屋、頭百姓、

難い何かか……
筆者はその「原因」を切腹の前
年、享保九年（一七二四年）に求
受けたのではないか？ 四周の山
々よりの大量の土砂で、家も流さ
れ、田舎も場泊駅が被害を

藤左衛門が何故に切腹するに至つたか？は、原田家にも確たる記録がないらしく、わずかに、原田家の縁者である門司宣里氏が、数年前、西日本新聞連載「ふるさと再発見」で、経過を推論されたのが、筆者の記憶に残るのみである。

田代は旧前、一谷の中を豊筑国境が走り、その状態は「大牙相交れり」（筑前国続風土記拾遺）という複雑さであった。田畔で豊前国と筑前国を分かつたという。現在の如く、一谷が八幡に属すのは

越候はば相極候御境筋全無ニ
相違趣速に相答其後役人え
早々可ニ申届候事
一、他領より御境目筋に新規之
儀仕懸候刻、早速取除、尤先
払庄屋へ申届、役人え可ニ申
出候事
一、御境目近き他領之内たり
共、新規之仕方有レ之刻は、委
細見届、役人え可ニ申届候事
一、村遠き御境目は猶又平生心
にかけ、見廻可レ申候。并小道
境、小川流、尚又無ニ油断永
代不ニ相変様に入念可レ申事

原田家は庄屋の家筋であつたと
いう。前記の触書、絵図など関係
書類を所蔵し、なにより当の藤左
衛門自身、元禄の国境確定に関与
していた可能性も少くない。

柱山、皿倉山、市の瀬山^{各遠賀郡}、内野山、大分山、米山^{郡波油}、山^{早良郡}、数ヶ所抜崩れ、其外の山も崩たる處少からず。田畠水押砂入となりし所、高三万石に余れり。或は潰れ、或は流れたる民屋弐千六百四十三軒、男女死する者十人、男女三人、駄馬壹疋、破船十九艘、堤切、道橋の損し、大木の倒れ、其數少からず。此趣老中に届たまふ。(後略)

この日、九州北部は大型台風に襲われた。山々は崩れ、田畠は潰れた。多くの民家は倒壊、流失し

藤左衛門は記憶をたより、国境復元にとり組んだが、その推定地は豊前側の肯くところではなかつた。双方ともに「一步も他國へ不レ被レ奪」であり、譲歩は許されていない。

延々半年間、交渉は続けられたが、彼の記憶し、望む国境とはなりそうになかった。意を決した彼

いた藤左衛門も国境を確認できず、参考にすべき絵図、書類も居宅と共に流失した。仮に絵図等があつても、役に立たなかつたであつう。

田藤左衛門の墓



予定地周辺見取図

幻の日本製鉄株式会社（2）

八幡西区 能美安男

3、立地条件

既述の如く、住友が、大正六年に、現八幡西区本城の地に、日本製鉄株式会社工場設立の目的で、土地を選定した最重の事由は、既存の田畠灌漑用水、及び、堀川・金山川の利用による工業用水の確保にあつたと「契約証」は記している。勿論、背景には、創業以

て、その上数少い檀家が維新以来去就恒なく葬儀の扱いも安定せず、頼みの荒生田村檀徒が明治十二年九月の荒生田神社鳥居事件（記録拙稿）によって全員神道へ転じた時、遂に「無禮無住・小寺ニ付永久取続之目途無キ寺」として「寺院廢合令」に屈せねばならなかつた。

護聖寺末の瑞松寺が到津へ移転した事はすでに述べた。移転とともに光門寺を合寺する。絶妙なるプログラムをソフトした「仕掛け人」こそ常徳寺の米田石順でなかつたかと思う。中村実道は瑞松寺所属の番僧として明治四十四年二月七日、忍從と信仰の生涯を終えた。行年八十四。筆を擱くに当たり実道の靈よ安らかに眠れと祈つて。

—合掌—

区内に見る九州鉄道の遺構

—明治の赤レンガ積みを訪ねて—

八幡東区

本松馨

梁であれば、西の部分にあたる病院東基壇——九鉄遺構の橋の南北の長さ一三・二尺（現在の赤煉瓦基壇の一尺の長さ）、

三、「私立八幡病院」橋梁遺構

※はじめにおことわり

（茶屋町橋梁の次の遺構としては、大蔵駅すぐ手前の大蔵川にかかる

鉄橋の跡があるのだが、この方の調査が完了していないので、止む

なく今はもう一つ先の遺構に進むことをおことわりします。）

中央町で電車を降りたら、南の山手に向つて労働者会館を右に見て、緩い坂道を上り、八幡東区役所の坂の下を進むと、右手に駐車兼用の空地があり、やがて「私立八幡病院」入口に差しかかる。

ここに三番目の大蔵線の遺構が残っている。つまり同病院への階段を上り切った東側建物直下の基礎部分がそれである。

ここでは写真に見るよう、十数尺に亘り最下段の一列の切石敷きの上に、基底部の赤煉瓦積みがあり、その上部はコンクリートで塗り潰されており、更にその上は五段の切石積みが整然となされている。

手前の入口階段の側面にも石垣の間から赤煉瓦積みが覗いており、更にこの所を通り越して、道路の四つ角を右に曲がった部分——病棟の南側下段も一・六五尺の長さ

度でコンクリート塀になつてお

り、この所は北から南へ緩く上る

鉄道の跡があるのだが、この方の調査が完了していないので、止む

なく今はもう一つ先の遺構に進むことをおことわりします。）

中央町で電車を降りたら、南の山手に向つて労働者会館を右に見て、緩い坂道を上り、八幡東区役所の坂の下を進むと、右手に駐車兼用の空地があり、やがて「私立

八幡病院」入口に差しかかる。

ここに三番目の大蔵線の遺構が残っている。つまり同病院への階

段を上り切った東側建物直下の基

礎部分がそれである。

ここでは写真に見るよう、十

数尺に亘り最下段の一列の切石敷

きの上に、基底部の赤煉瓦積みが

残っている。つまり同病院への階

る。常徳寺は護聖寺末寺として光門寺と法類である。我々は藩下農村に展開した多くの末寺に対し藩より知行を得て来た魏々たる伽藍の面影を以て望んではならない。

いそには外見全く農家と変る所のない墓碑の庵室、農民の道場があつた。光門寺も例外ではなく貞林尼なきあと住職は法類の兼務する所であつた。住職でなければ教導職たり得ない。教導職でないものに住職の資格は与へない。

番僧中村実道は人生の晩年において破り難い法の壁に苦渋した。その上数少い檀家が維新以来去就恒なく葬儀の扱いも安定せず、頼みの荒生田村檀徒が明治十二年九月の荒生田神社鳥居事件（記録拙稿）によって全員神道へ転じた。時、遂に「無禮無住・小寺ニ付永久取続之目途無キ寺」として「寺院廢合令」に屈せねばならなかつた。

護聖寺末の瑞松寺が到津へ移転した事はすでに述べた。移転とともに光門寺を合寺する。絶妙なるプログラムをソフトした「仕掛け人」こそ常徳寺の米田石順でなかつたかと思う。中村実道は瑞松寺所属の番僧として明治四十四年二月七日、忍從と信仰の生涯を終えた。行年八十四。筆を擱くに当つたかと思う。中村実道は瑞松寺

所の番僧として明治四十四年二月七日、忍從と信仰の生涯を終えた。行年八十四。筆を擱くに当つたかと思う。中村実道は瑞松寺

所の番僧として明治四十四年二月七日、忍從と信仰の生涯を終えた。行年八十四。筆を擱く